

子ども・

子育て支援金

始まりました

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など子ども・子育て支援の拡充がすでに始まっています。

制度の目的

子ども・子育て支援金は、子ども・子育て支援施策に係る財源の一部に充てるための特定財源となります。医療保険の加入者や事業者を含む全世代・全経済主体から、世代を超えて社会全体で子育て世帯を支えるため、医療保険料と合わせて所得などに応じて拠出を求める仕組みとなっています。

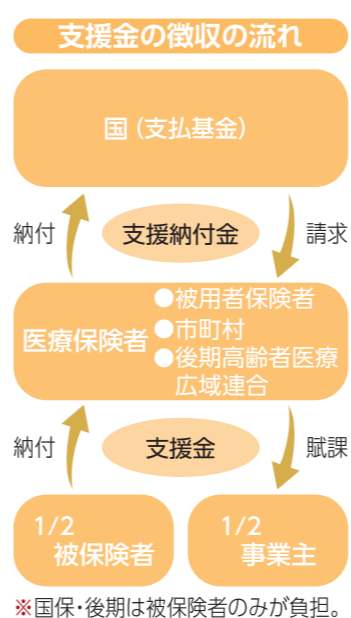
そのため、国民健康保険を含む全ての医療保険者は、子ども・子育て支援法に基づき、新たに「子ども・子育て支援納付金分」(以下「子ども分」)を被保険者から納付してもらい、国に納付することが義務付けられました。

国民健康保険においても、本年度から従来の医療分・後期高齢者支援金分・介護分に加えて、新たに子ども分が保険料に加わります。

拡充される給付の例

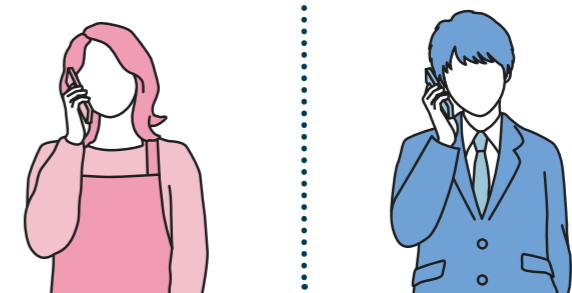
- 児童手当の拡充
- 妊婦のための支援給付
- 出生後休業支援給付
- 育児時短就業給付
- 育児期間中の国民年金保険料免除

子ども・子育て支援金制度



Q.なぜ制度が必要?
少子化が加速しているため、政府がこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、子ども・子育て支援の拡充を実施する財源として必要です。

Q.みんな支払うの?
子どもの育ちを支えるこの制度は全ての人にメリットがあるため、独身や高齢者の人など全ての世代に加え、社会全体で支える仕組みです。



令和8年度保険料(料)率が決定 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

令和8年度保険料(料)は7月に決定され、7月中に納税通知書(保険料決定通知書)でお知らせします。金額の計算方法は次のとおりです。

国民健康保険税内訳

国民健康保険税の内訳は「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護分」(40歳以上65歳未満の人のみ)に加えて「子ども・子育て支援金分」が追加となり4種類に分かれています。世帯内の国保加入者それぞれに係る所得割・均等割と世帯に係る平等割が課税され、その合計が国民健康保険税となります。令和8年度の税率は以下の表のとおりです。また、所得額が基準以下の場合は軽減が適用されます。計算方法の詳細は送付される納税通知書で確認してください。

New

税率以外にも海外からの入国初年度には前納制度が導入されます。QRコードをHPで確認してください。

国民健康保険税の問合せ先 役場税務課 ☎47-5013

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分
所得割	7.2%	2.8%	1.8%	0.3%
均等割	24,000円	9,000円	9,000円	1,300円 ※1
平等割	22,000円	6,000円	6,000円	800円
限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※1高校生世代以下の子ども・子育て支援金均等割は10割軽減(無料)です。

後期高齢者医療保険料内訳

保険料の内訳は「医療分」に加えて、国民健康保険税と同じく「子ども・子育て支援金分」が追加となり2種類に分かれています。被保険者が等しく負担する均等割額(応益分)と被保険者の所得に応じて決まる所得割額(応能分)の合計となり、個人単位(100円未満切り捨て)で計算されます。令和8年度の税率は以下の表のとおりです。なお、保険料を決める料率は県内で統一となっています。また、所得額が基準以下の場合は軽減が適用されます。計算方法の詳細は送付される保険料決定通知書で確認してください。

New

区分	医療分	子ども・子育て支援金分
所得割	9.78%	0.25%
均等割	54,600円	1,400円
限度額	850,000円	21,000円

後期高齢者医療保険料の問合せ先 群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7171



軽減割合	軽減条件
7割 ※2	43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
5割	43万円+{10万円×(年金・給与所得者数-1)}+(31万円×世帯の被保険者数)以下
2割	43万円+{10万円×(年金・給与所得者数-1)}+(57万円×世帯の被保険者数)以下

※年金・給与所得者の数が2人以上の場合のみ計算。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。
 ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与を除く)
 ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
 ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人
 ※2後期高齢者医療保険の医療分のみ軽減割合は特別調整交付金による0.2割を加えて7.2割です。

共通 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

所得が低い人への軽減措置

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が軽減条件以下の世帯は、均等割額(国民健康保険は平等割額も)が減額になります。

問合せ先 こども家庭庁コールセンター ☎0120-303-272

こども家庭庁HP
こども家庭庁公式note
こども家庭庁Q&A